

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

定期第678号 令和6年3月15日発行

目 次

【告示】		
番号	表	担当課名
1 2 5	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づ	環境管理課
	く特定施設の設置の許可の申請があった件	
1 2 6	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	地方創生局 とくしまぐらし 応援課
		心技林
1 2 7	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
1 2 8	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
1 2 9	土地改良区の役員の就任について届出があ った件	農山漁村振興課
1 3 0	地籍調査の成果を認証した件	同
1 3 1	街区境界調査成果を認証した件	同
1 3 2	道路の区域を変更する件	道路整備課
1 3 3	道路の供用を開始する件	同
1 3 4	建築基準法の規定に基づく指定構造計算適	住宅課
	合性判定機関から構造計算適合性判定の業 務を行う事務所の所在地の変更について届 出があった件	建築指導室
1 3 5	同	同

【選挙管理委員会告示】

番 号 担当課名

- 2 1 地方自治法の規定による条例の制定又は改 廃の請求及び監査の請求をする場合の県議 会議員及び知事の選挙権を有する者の50 分の1の数を告示する件
- 2 2 地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件
- 2 3 地方自治法の規定による県議会議員の解職 の請求をする場合の各選挙区における県議 会議員の選挙権を有する者の 3 分の 1 の数 を告示する件
- 2 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の規定による県教育委員会の教育長又は委 員の解職の請求をする場合の知事の選挙権 を有する者の総数のうち40万を超える数 に6分の1を乗じて得た数と40万に3分 の1を乗じて得た数とを合算して得た数を 告示する件

徳島県告示第百二十五号

とおり告示する。 く特定施設の設置の許可の申請があったので、 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づ 同条第四項の規定により、 その概要を次の

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、 この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

令和六年三月十五日

徳島県知事 一後 藤 田 正 三純

一申請の概要

申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

任 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号ルに

規定する湿式集じん施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、 関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県危機管理環境部環境管理課ホ ムペー ジにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和六年三月十五日から

令和六年四月五日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第百二十六号

和六年三月十三日次の事務を一般財団法人地域総合整備財団に委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 令

令和六年三月十五日

徳島県知事

後藤田

純

整備資金に係る償還金の徴収の事務(平成二年九月六日制定)第一条に規定する地域総合徳島県地域総合整備資金貸付要綱(平成二年九月六日制定)第一条に規定する地域総合

___介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した徳島県告示第百二十七号

令和六年三月十五日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

指定居宅共	指定居宅サービス事業者	指定居宅サービ	指定居宅サービス事業を行う事業所	サービスの	,
名称	所 在 地	名称	所 在 地	種類	推定年月日
クレド合同会社地	地の一三 タョン 徳島徳島市吉野本町六丁目二〇番 クレド訪問看護ステー		号 ベニューモリSt 五〇二 徳島市吉野本町六丁目一 ア 訪問看護	訪問看護	令和六年三月一日
株式会社ツクイ 神	西一丁目六番一号	テーションツクイ徳島訪問看護ス	島センタービル四階 同 八百屋町二丁目七 徳	同	同
合同会社M·K 徳	番地一 シンシア ランシア ランシア お見市国府町佐野塚字新田八 デイサービスセンター		六 一 阿波市吉野町西条字西大竹六	通所介護	同

___介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定徳島県告示第百二十八号

令和六年三月十五日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

		= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =			
同	同	島センタービル四階同 八百屋町二丁目七 徳	テーション ツクイ徳島訪問看護ス	西一丁目六番一号 テーション神奈川県横浜市港南区上大岡 ツクイ徳島訪問看護ス	株式会社ツクイ
令和六年三月一日	看護 一看護 予防訪問	号 ベニューモリSt 五〇二 徳島市吉野本町六丁目一 ア		地の一三 タッカ は島 ション 徳島徳島市吉野本町六丁目二〇番 クレド訪問看護ステー	クレド合同会社
打玩年月日	種類類	所 在 地	名称	所 在 地	名称
	サービスの	- ビス事業を行う事業所	指定介護予防サービス事業を行う	指定介護予防サービス事業者	指定介護型

告する。 改良区の役員の就任について届出があったので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定に基づき、土地徳島県告示第百二十九号 同条第十八項の規定により次のとおり公

令和六年三月十五日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

那賀川土地改良区土地改良区の名称

就任役員

監	理	役
		員
事	事	名
宗	岩	氏
本	佐	
治	義	
之	弘	名
吉野川市山川町前川一二四 四	阿南市羽ノ浦町岩脇西園五四	住

徳島県告示第百三十号

国土調査法 小松島市長、 (昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第一項の規定に基づき、 阿波市長及び藍住町長から認証の請 求 のあ 0 た地籍調査の成果に については牟岐町長

令和六年三月十五 日

同条第二項の規定により次のとおり認証した。

徳島県知 事 後 田

正

純

牟 岐町に係る地籍調査

調査を行 こった者 この名称

牟岐町

2 調査を行った時期

令和三年度及び令 和四 年度

3 成果の名称

海部郡牟岐町の 地籍図及び地籍簿 (中村七地区)

4 調査を行った地域

海部郡牟岐町中村 \mathcal{O} 部 (中村七地区)

5 認証年月日

小松島市に係る地籍調査 令和六年三月五日

(-)調査を行った者 この名称

小松島市

 $(\underline{})$ 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

 (\equiv) 成果の名称

小松島市 中田 町 七 地区) \mathcal{O} 地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行 つた地域

小松島市中田町 \mathcal{O} 部 中 田 町七地区)

(<u>Fi</u>) 認証年月日

令和六年三月五 H

 $\stackrel{2}{(\!-\!)}$ 調査を行 つた者 \mathcal{O} 名称

小松島市

 $(\underline{})$ 調査を行った時期

令和三年度及び令和 兀 年度

 $(\overline{\underline{}})$ 成果の名称

松島市 1つた地域 (櫛渕町三地区) \mathcal{O} 地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行

小松島市櫛渕 町の 部 (櫛渕町三地区)

(五) 認証年月日

阿波市に係る地籍調査 令和六年三月五 H

三

 $\left(\longrightarrow \right)$ 査を行 った者の名称

阿波 市

 (\Box) 調査を行った時期

令和三年度及 び令和四年度

 $(\overline{\underline{}})$ 成果の 名称

+ 地 区 \mathcal{O} 地籍 図及 び 地籍簿

(四) 調査を行った地域阿波市 吉野柿原-

阿波市吉野町柿原 \mathcal{O} 部 (吉野柿原十 地区)

(五) 認証年月日

令和六年三月五 H

 $\stackrel{2}{(\!-\!)}$ 調査を行った者 \mathcal{O} 名 称

阿波市

 $(\underline{})$ 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

 $(\overline{\underline{}})$ 成果の名称

調査を行った地域 一言野柿原十二・吉野西条四地区の 地籍図及び地籍簿

(四)

阿波市吉野町柿 原 及び西条の 部 (吉野柿原十二地区 吉野西条四地区)

(五) 認証年月日

令和六年三月五

藍住町に係る地籍調査令和六年三月五日

兀

1 (--) 調査を行った者 0 名 称

藍住町

調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

 $(\overline{\underline{}})$ 成果の名称

調査を行った地域板野郡藍住町奥野字前 川 \mathcal{O} 部 (前 Ш 地区) の地籍図及び地籍簿

(四)

板野郡藍住 町奥野 \mathcal{O} 部 (前川 地区)

(H) 認証年月日

 $\stackrel{2}{(\!-\!)}$ 調査を行った者の名令和六年三月五日 名称

藍住町

 $(\underline{})$ 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

 $(\overline{\underline{}})$ 成果の名称

板野郡藍住町奥野字 Щ 畑及び 徳命字前須西 の各 (山畑二地区・ 前須西 地区

地籍図及び地籍簿

(<u>III</u>) 査を行 こった地域

板野郡藍住町奥野及び徳命の 部 (山畑二地区 前須西一地区)

(<u>F</u>i.) 年月

徳島県告示第百三十一号

島市長から認証の請求のあった街区境界調査成果については、同条第六項において読み替国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第二十一条の二第五項の規定に基づき、徳 えて準用する同法第十九条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年三月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査を行った者の名称

徳島市

一 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

三 成果の名称

徳島市津田町の一部 (津田二) の街区境界調査図及び街区境界調査簿

四 調査を行った地域

徳島市津田町の一部 (津田二地区)

五 認証年月日

令和六年三月五日

徳島県告示第百三十二号

次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

週間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年三月十五日から二

令和六年三月十五日

徳島県知事 後 藤 田

正

純

道路の種類 県道

2	0	番 整号 理
石 井 神 山	- ‡ ‡	路 線 名
名西郡神山町神領字本上角二五五番一地先から上角二五五番一地先から	名西郡神山町神領字本上角二五四番一地先ま上角二五四番一地先から	区間
新	旧	の 新 別 旧
四六:一一二四・四	五・○─≡□・六	(メートル)敷 地 の 幅 員
一 六 六 八	一 六 六 八	(メートル) 長

徳島県告示第百三十三号

用を開始する。 第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供

週間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年三月十五日から二

令和六年三月十五日

徳島県知事

事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

207	番 整号 理
鬼籠野国府	路線名
八二四番二地先まで八三二番六地先から	圖
三三七・八	(メートル) 長
令和六年三月十五日	供用開始の期日

徳島県告示第百三十四号

づき、 の変更について届出があったので、 き、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基 同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目八番一号

一 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前

事 務 所	所 在 地
本社	東京都新宿区新宿一丁目八番一号 大橋御苑駅ビル六階
東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号 カメイ仙台グリーンシティ三階
福島事務所	福島県郡山市中町一一番五号 やまのいビル一○○三号室
群馬事務所	群馬県高崎市八島町二六二番地 内藤ビル二階
埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号 さいたま浦和ビルディング三階
千葉事務所	千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇二番三号 丸庄ビル一階
神奈川事務所	ト一号館七階神奈川県横浜市西区高島二丁目一二番六号 崎陽軒ビル ヨコハマ・ジャス
長野事務所	長野市南県町一〇八二番地 ND南県町ビル五階
愛知事務所	愛知県名古屋市中区栄四丁目一四番二号(久屋パークビル七階)
三重事務所	三重県四日市市浜田町一二番一八号 アーク四日市ビル七階
山陰事務所	島根県松江市中原町六番地
岡山事務所	岡山市北区内山下一丁目三番一九号 成広ビル二階
広島事務所	広島市中区八丁堀一五番六号 広島ちゅうぎんビル七〇四―二号室

	を見事を所 を 長崎事務所 を	佐賀事務所 佐	福岡事務所 福	愛媛事務所 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	香川事務所	_
号	東見島市西千石丁一一番二一寺(東見島Mらごレし皆の寺宮)――――――――――――――――――――――――――――――――――――	佐賀市駅前中央一丁目五番一〇号 朝日生命佐賀駅前ビル三階	福岡市博多区御供所町一番一号 西鉄祇園ビル三階	愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三号 ミツネビルディング六〇一号室	香川県高松市亀井町二番一号 朝日生命高松ビル五階	

大阪事務所	三重事務所	愛知事務所	長野事務所	神奈川事務所	千葉事務所	埼玉事務所	群馬事務所	福島事務所	東北事務所	本社	事務所	変更後	沖縄事務所	鹿児島事務所	長崎事務所	佐賀事務所	福岡事務所	愛媛事務所	香川事務所
大阪市中央区南本町三丁目四番一五号	三重県四日市市浜田町一二番一八号	愛知県名古屋市中区栄四丁目一四番二号	長野市南県町一〇八二番地	神奈川県横浜市西区高島二丁目一二番六号	千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇二番三号	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号	群馬県高崎市八島町二六二番地	福島県郡山市中町一一番五号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号	東京都新宿区新宿一丁目八番一号	所 在 地		沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号 沖縄県建設会館四階	鹿児島市西千石町一一番二一号 鹿児島MSビル八階B号室	長崎市万才町三番四号 長崎ビル二階	佐賀市駅前中央一丁目五番一○号 朝日生命佐賀駅前ビル三階	福岡市博多区御供所町一番一号 西鉄祇園ビル三階	愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三号 ミツネビルディング六〇一号室	香川県高松市亀井町二番一号(朝日生命高松ビル五階)

_	
山陰事務所	島根県松江市中原町六番地
岡山事務所	岡山市北区内山下一丁目三番一九号
広島事務所	広島市中区八丁堀一五番六号
香川事務所	香川県高松市亀井町二番一号
愛媛事務所	愛媛県松山市三番町七丁目一三番一三号
福岡事務所	福岡市博多区御供所町一番一号
佐賀事務所	佐賀市駅前中央一丁目五番一〇号
長崎事務所	長崎市万才町三番四号
鹿児島事務所	鹿児島市西千石町一一番二一号
沖縄事務所	沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

令和六年三月十三日 変更する日

徳島県告示第百三十五号

づき、 の変更について届出があったので、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基 指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月十五日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

日本建築検査協会株式会社

東京都中央区日本橋三丁目一三番一一号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 構造判定部

東京都中央区日本橋三丁目一二番二号

変更後 構造判定部

東京都中央区日本橋二丁目一二番六号

三 変更する日

令和六年三月十八日

徳島県選挙管理委員会告示第二十一号

員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項の規定による条例の制定

1-4-

令和六年三月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑

五

郎

二、一四二人

徳島県選挙管理委員会告示第二十二号

項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有す散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一 て得た数とを合算して得た数は、 る者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十六条第一項の規定による県議会の解 次のとおりである。

. . .

令和六年三月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五

六七、八四八人

徳島県選挙管理委員会告示第二十三号

ţ 解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による県議会議員の 次のとおりである。

令和六年三月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田

丑

五

郎

三 好第二	板野	海部	那	名西西	三好第一	美馬	阿波	吉野川	阿南	小松島・勝浦	鳴門	徳島	選挙区名
三、八三五人	二七、一二人	五、三四四人	二、一八九人	八、四二五人	六、七六八人	一〇、〇三九人	一〇、〇四二人	一一、〇五四人	一九、六〇九人	二二、二二七人	一五、六三六人	七〇、一八八人	数

徳島県選挙管理委員会告示第二十四号

を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一 を乗じて得た数とを合算して得た数は、 一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第 次のとおりである。

令和六年三月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六七、八四八人